

春日井市固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒（以下「送付用封筒」という。）に広告を掲載すること（以下「広告掲載」という。）について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載等)

第2条 広告を掲載する媒体は、送付用封筒とする。

- 2 広告掲載位置その他掲載に関する規格は、要項により定めるものとする。
- 3 広告主は、広告欄であることを明確にするため、広告欄内に広告と表示するとともに、広告主への連絡先を表示しなければならない。
- 4 広告欄の下段において、広告内容の責任の帰属等、広告掲載に関する周知を行うものとする。
- 5 要綱第3条の規定のほか、市税の賦課徴収に関して著しく支障をきたすおそれがある者を広告主（要綱第4条第1項第1号において広告取扱業者へ売却する方法による場合は広告取扱業者。以下同じ。）としないことができるものとする。

(広告主の募集等)

第3条 広告主の募集は、春日井市ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

- 2 広告主の募集方法等は要項により定めるものとする。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は、要綱第4条の規定に基づき、入札により最高額で落札した価格とする。

(掲載の申込み等)

第5条 前条の入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（第1号様式）により、要項に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(広告主の決定)

第6条 市長は前条の申込みがあったときは、広告主の資格を審査し、入札参加資格決定通知書（第2号様式）により通知する。

- 2 前項による入札参加資格者により落札した者を広告主として決定する。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者のくじにより落札者を決定し、その落札者を広告主とする。

(契約の締結)

第7条 市長は、広告主を決定したときは、広告主と契約を締結する。

(広告原稿の提出)

第8条 広告の原稿は、広告主の責任及び負担により作成し、指定する期日までに市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合に、市長は修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、所定の納入通知書により広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責任によらない理由の場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、春日井市固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒広告掲載取消通知書（第3号様式）により、広告主に通知するものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 要綱第5条第2項に規定する仕様の変更又は条件に従わないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載の取り下げをしようとするときは、広告主と決定した日から起算して3日以内に春日井市固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒広告掲載取下申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、納税通知書の広告掲載について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。